平成２３年（フ）第２００号
兵庫県姫路市的形町的形1719番地９
破産者　加藤　　博
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４２号
広島市佐伯区三宅１丁目４番42―202号
破産者　栗栖　達明
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４号
広島県福山市曙町３丁目21番21号　Ｃ―103、旧住所広島県福山市引野町南２丁目16番３―343号　Ｐ
破産者　高橋　伸明
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２８５８号
福岡市西区今津1869番地３、前住所福岡市西区大字西浦988番地
破産者　宗　　久夫
１　決定年月日　平成23年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３号
秋田市新屋松美町27番８号
破産者　後藤　勇希
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目３番47号　セジュールＳＨＩＲＯ201号
破産者　髙野美生子
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０号
秋田市八橋新川向16番26号　メゾーン石川Ｃ―203
破産者　宮田　正子
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２号
秋田市牛島南１丁目22番26号
破産者　工藤　明久
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
福島県南相馬市鹿島区寺内字古川12番地の６
破産者　浅野小夜子
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第６号
福島県いわき市四倉町字東２丁目69番地の１
破産者　山野邉一男
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１３０号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田131番地　県営住宅４―24
破産者　藤田　文子
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１８号
千葉県山武市白幡1321番地29
破産者　飯島　　栄
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
千葉県山武市湯坂505番地
破産者　小川　邦吉
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５８号
千葉県銚子市川口町２丁目6385番地
破産者　木津　敏光
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０７号
神奈川県海老名市門沢橋３丁目８番27―201号
破産者　平井　辰敬
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９３号
横浜市中区本牧町１丁目206番地　エルベ山手Ｄ棟201号室
破産者　石嶋　卓也
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７８１号
横浜市港南区港南台２丁目１番２―505号
破産者　永井　偉稀
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７８２号
横浜市港南区港南台２丁目１番２―505号
破産者　永井　綾子
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３号
新潟県長岡市北山４丁目137番地
破産者　五十嵐　弘
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
愛知県名古屋市名東区高社２丁目100番地の１　ホワイトヒルズ一社202号、破産手続開始時の住所岐阜県飛騨市古川町沼町341番地
破産者　住　　清之
１　決定年月日　平成23年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係